

平成29年度事業計画書

(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

当協会は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容リ法」という。）に基づく国の指定法人として、その役割及び使命を踏まえて、積極的に事業展開する。当協会事業の中心は、容器・包装としての、ガラスびん、PETボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装の再商品化（リサイクル）である。このため、容器や包装を利用して商品を販売・輸入している事業者及び容器の製造事業者（以下「特定事業者」という。）から容器包装の再商品化業務を受託し、環境負荷低減と経済合理性を追求しつつ、適正かつ効率的なリサイクル事業を推進する。併せて、国民の生活環境の保全と経済の健全な発展に寄与し、循環型社会の構築に貢献するため、容器包装廃棄物のリサイクルに関する種々の普及啓発活動を展開する。

協会設立20周年の節目にあたる平成29年度は、過去20年間に亘り蓄積されてきた業務処理ノウハウを踏まえて、当協会事業の更なる充実と実施体制の整備を図る。これにより、当協会の使命である“再商品化業務”の実施について万全を期する。

経済産業省・環境省の合同会合において平成28年5月に取りまとめられた「容リ制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」において、当協会において検討すべき諸課題について、関係者との緊密な協議のうえで、迅速に実施していく。また各方面からの情報収集を行いつつ、国に対しては適宜必要な情報提供を行う。

内外の環境変化等に応じた追加的な事業についても、ガバナンス（内部統治）の向上とコンプライアンス（法令遵守など内部統制）を徹底しつつ積極的に推進する。

記

1. 容リ法に基づく“再商品化業務”の実施

再商品化業務規程（容リ法第24条）に則り、容器包装の再商品化義務を負っている特定事業者等からの委託を受け、下表に掲げる“再商品化委託単価”に基づいて、再商品化委託料金を徴収し、再商品化業務を実施する。

素 材 名		再商品化委託単価（円/トン）	
		平成29年度再商品化 実施委託単価	※単価は消費税抜き 平成28年度抛出委託単価
ガラスびん	無色	4,100	0
	茶色	5,700	0
	その他色	9,900	0
PETボトル		2,000	300
紙製容器包装		13,000	200
プラスチック製容器包装		45,000	2,700

(注) 1. 平成28年度抛出委託単価に関しては別項4「市町村への資金の抛出の実施」参照。

2. 上表は容リ法第25条第2項に基づき特定分別基準適合物ごとの委託料金を記載するもの。

2. 再商品化業務の一層の改善と円滑化

(1) 再商品化業務効率化のための点検

再商品化業務の効率化のため、再商品化事業者の管理における各種要求事項や規制等について、素材毎にその手続きの意義や必要性等の再点検を行う。また指定法人として再商品化業務の自主点検の一環として、再商品化の現場を預かる各事業部の再商品化に係る業務について、当協会内部監査規程に基づく臨時監査を実施する。

(2) 再商品化コストの適正化、及びプラスチック製容器包装の再商品化に係る効果的運用

健全なリサイクルのための“社会的コストの適正化と一層の低減”に向けた取り組みを継続する。とりわけ、分別基準適合物の中で、量・費用ともに圧倒的なシェアを占めるプラスチック製容器包装の再商品化については、材料リサイクル手法の優先的取扱の総量への上限設定の継続、新たに国から示された入札制度を円滑に運用するとともに、リサイクル品質向上のための技術的内容を評価する改訂総合的評価を導入し品質のバラつきを抑え、一層の安定供給を図る。

(3) 引取りベール品質調査の厳格実施と的確な改善アプローチ

市町村から引き取る分別基準適合物の一層の品質改善を図るため、素材ごとに品質調査の厳格な実施と改善アプローチを行う。

- ① プラスチック製容器包装では、品質に課題のある市町村に対して、具体的な改善計画の策定と実施等、品質改善アプローチの働きかけを引き続き行う。このため、市町村における品質改善に向けた取り組み支援のための、プラスチック製容器包装収集物の品質改善などをテーマとした「出前講座」を継続実施する。また当協会が製作した「出前講座」DVDの一層の活用とともに、平成27年度に制作した禁忌品混入防止DVDの活用促進を図る。なお、ベール品質調査実施以降に分別収集物の品質が著しく低下し品質ガイドラインを満たしていない市町村からの引取りベールを対象として26年度から導入している「特別調査」を、29年度も継続する。
- ② PETボトルでは、前年度にDランク判定の市町村及び個別に改善が必要と判断される市町村からの引取りベールの品質調査への立会いを継続し、更なる品質の改善を図る。また、品質調査の的確な実施方法についての見直しを行う。
- ③ ガラスびんでは、市町村や関係団体と一体となって収集運搬・選別方法の改善を目指し、ガラスびんの品質向上と残渣の減少による収率の向上を図る。
- ④ 紙製容器包装では、前年度にDランクの市町村には、市町村からの引取りベールの品質調査の立会いを継続する。また再生処理事業者が市町村の中間処理を委託されている場合は、選別指導を兼ね品質調査に立ち会う。市町村に対しては引取りベールの品質調査への立会いや再生処理事業者現地確認を要請し更なる品質改善アプローチを行う。

(4) 環境負荷データ等効果的な情報発信

① プラスチック製容器包装リサイクル

平成29年度は、前年度に引き続き、環境負荷データの報告・公表を年次報告として継続実施す

るが、計算の対象となる再商品化工程や利用製品の開発・進歩等によるインベントリーデータ*等の見直しを実施し、必要な箇所の再計算・確認を行う。

*ライフサイクルの各段階における、資源やエネルギーの投入量と様々な排出物の量を定量的に把握したデータの意味。

② PETボトルリサイクル

PETボトルの分別排出や指定法人への円滑な引渡しを促進するため、平成28年度に実施したPETボトルをリサイクルすることによる環境負荷低減効果等の調査結果について、消費者、市町村を始めとする関係者に向けて情報発信を行う。

③ ガラスびんリサイクル

ガラスびんの分別収集の拡大や再商品化製品（ガラスびんカレット）の利用拡大を図るため、平成27年度に実施・公表したガラスびんの環境負荷の分析結果を、市町村訪問や再生処理事業者向けの説明会の機会等を通じて情報発信を行う。

(5) PETボトル再商品化に係る入札制度の円滑な運用等

ポリエステル素材の市況の影響を受けやすいPETボトル再商品化業務の円滑な実施のために、平成25年度に行った有識者・特定事業者・利用事業者等によるPETボトル入札制度検討会の答申を受けて、26年度以降はPETボトル再商品化のための入札を年間2回行っている。

29年度は、4年間行ってきた実績も踏まえ、更に円滑な再商品化が図れるように検討を行う。具体的には再生処理事業者、再商品化製品利用事業者の間の取引実態などにも考慮し、全国の落札結果詳細公表の時期を早めるなどの方策を実施していく。また、従来から行っていた市町村へのPETボトルの当協会への円滑な引渡しのお願いの活動も引き続き実施する。併せて、29年度から変更した市町村からの引き取り品質ガイドラインの内容（容易に分離可能なラベルの剥離などを追加）の周知に努める。

(6) オンライン申込の促進による業務の効率化

特定事業者からの再商品化委託申込み、市町村からの分別基準適合物引渡し申込みについて、オンライン利用率の一層の向上を図る。特に、特定事業者の直接オンライン申込率は、ここ数年急伸しており、平成28年度再商品化委託申込みにおいては約61%（前年度は約58%）となった。29年度においても、特定事業者向け「容器包装リサイクル制度（以下「容リ制度」という。）説明会・個別相談会」をはじめ、さまざまな機会を通じて、オンラインシステム(REINS)利用によるデータ管理上のメリット、利便性向上による事務合理化等について理解を求めながら一層のオンライン申込率向上による事務合理化を図っていく。併せて、オンライン申込入力時に委託申込内容の過去データとの照合を画面上で特定事業者自らチェックを行うことにより特定事業者の正しい内容での申し込みを促していく。

3. 容り法の適正な遂行と運用の厳格化

(1) 不正・不適正行為の防止及び危機管理体制の維持強化

- ① 当協会の諸規程の遵守、とりわけ「危機管理規程」「再商品化実施に関する不適正行為等に関する措置規程」及び「不適正行為通報記録」等に基づく“不正及び不適正行為の防止策”のほか、年度当初に作成したリスク未然防止策の進捗状況を四半期ごとに共有化し、未然防止策の確実な実践により危機管理体制を維持強化する。また、危機管理の対象とする事象が発生した場合には、危機管理委員会を機動的に開催し、弁護士など専門家とも連携して、速やかな意思決定のうへの確かな対応を行う。
- ② 再商品化業務の実施に当たって、再商品化事業者との契約に基づきコンプライアンスの徹底や不当利益を意図した当協会への虚偽の報告がないか等、生産月報における生産履歴の確認、再商品化製品利用事業者からの受領証との照合、機動的な現地検査等に代表される多面的な不正防止対策を実行し、不適正行為の防止を図る。
- ③ 当協会業務の中立性・公正性ならびに公平性に十分配慮し、手続の適正性を担保するために、例えば、登録審査時における書面審査の形式上の不備等の補正指示の徹底、審査結果の不合格理由の提示、再商品化事業者登録判定会議における特別監査人の関与による公正性の担保、「再商品化実施に関する不適正行為などに対する措置規程」の充実、及びこれら手続規程の一層の整備を継続的に実施する。
- ④ 再商品化業務に係る情報漏洩防止に関しては、情報セキュリティシステムの運用を徹底する。
- ⑤ 自然災害など万が一の事態に備えて策定した当協会のBCP（Business Continuity Plan、事業継続計画）について、REINSバックアップサイト接続の定期的な確認作業を行う等、各部署での徹底を図る。

(2) 再商品化事業の業務管理の厳格化

再商品化業務を厳格かつ適切に履行するために、再商品化事業者との再商品化実施委託契約記載事項の遵守状況を月報等で確認するとともに、現地検査内容の充実と効率化を図り、当協会による管理体制を強化する。また不適正行為通報には、早期にかつ適切な現地検査を実施する。ただし風説流布等により、通報された事業者の業務妨害とならないよう適切に対処する。

他の素材と比較して多額の逆有償取引となっているプラスチック製容器包装については、再商品化製品利用事業者に対して、実際に利用した量を証する書類（利用証明書）の提出を求める一方、利用事業者の不適正行為に関する再商品化事業者の管理責任をより明確にし、再商品化事業者による「利用事業者の理解促進」ならびに「現地検査の実施」を定着させる。また、管理体制強化の一環として、再商品化事業者の実状に即した“現地検査”を、臨機応変に実施する。

(3) 再商品化義務の不履行事業者への対応

- ① 再商品化義務の不履行事業者（＝ただ乗り特定事業者）のフォローに関して必要な「事業者リスト」を、定期的に主務省庁に提供し、指導の強化を要請する。地方農政局、地方経済産業局及び各地商工会議所・商工会からの対象事業者の情報照会に対しては、迅速かつ的確なフォローを行う。

また、協会と再商品化委託契約を結んだにも拘らず支払いを行わない大口の特定事業者には、弁護士名で内容証明郵便形式の支払催告を平成 28 年度同様に実施し、再商品化義務の履行を促す。

- ② 商工会議所・商工会の協力のもとで、特定事業者の集積度が高い大都市部及びその周辺で事業を営む特定事業者に広く参加を呼びかけて、「容リ制度説明会及び個別相談会」を全国各地で開催するとともに、その内容の一層の充実を図り、容リ制度の更なる浸透を図る。

(4) 再商品化業務等の運用規程の点検

国の指定法人として、その役割及び使命を踏まえて、容リ法の適正な遂行と厳格な運用及び積極的な事業展開を行うため、再商品化業務の適正な遂行と内外の環境変化等に応じた事業展開に対応しているか、合理的、効率的な業務管理が行われているか、と言う観点から再商品化業務等の運用規程や業務内容を点検し、必要に応じて見直しを行う。

4. 市町村への資金拠出の実施

(1) 容リ法第 10 条の 2 に基づく市町村への資金の拠出

容リ法第 10 条の 2 に基づく「市町村への資金拠出制度」に基づき、平成 28 年度の拠出金を、29 年 9 月末迄に該当市町村に拠出する。

(2) PET ボトル・紙製容器包装の有償入札に伴う市町村への拠出

PET ボトル及び紙製容器包装の再商品化委託における有償入札に係る再商品化事業者に対し、与信管理を厳格に行う。有償入札による収入については、該当する個別市町村等に対して、“引取量”及び“有償落札単価”を算定基礎に算出された資金拠出を、引き続き実施する。

5. 容器包装リサイクルに係る普及啓発活動の展開と情報公開

(1) 協会設立 20 周年記念誌の発刊

当協会は、平成 29 年度に設立 20 周年を迎えることから、29 年 6 月を目途に、記念誌「容器包装リサイクル 20 年の歩み」(仮称)を発刊する。本誌では、過去 20 年間に亘る事業活動等の変遷と成果、再商品化に関わる主要データの年度別推移、素材毎・再商品化手法毎の再商品化製品、関係主体との連携等、当協会事業に関連する諸情報を集約整理する。

(2) 協会ホームページを通じた分かりやすい情報発信と情報公開

- ① 当協会ホームページの情報発信力を高め、更なる利用促進に向けて、Twitter、Facebook、YouTube 等のソーシャルメディアの一層の活用を進める。
- ② 市町村・再商品化事業者・特定事業者といった再商品化事業の推進に直接的に関係するステークホルダーごとに、ホームページ、会報誌、ソーシャルメディア等の多様な伝達手法を通じて、効果的な情報発信を実施する。

- ③ 特定事業者に向けては、日本商工会議所発行の会議所ニュースや経団連タイムスへの平成30年度向け再商品化委託申込の広告掲載に加え、協会評議員団体と連携した業界別啓発活動の展開を行う。
- ④ 特定事業者向け説明会を中心に、特定事業者の正しい再商品化委託申込みに繋げることを目的とする「帳簿作成ガイドライン」（当協会ホームページに掲載）の活用促進を図る。
- ⑤ 27年度に市町村の協力を受け協会ホームページで新たに情報発信を開始した、市民・こども向け市町村環境学習等取り組み事例ポータルサイトについて、引き続き全国市町村の情報収集に努めるとともに活用促進を図る。また、27年度にリニューアルした市民・こども向けの「よくわかる！容器包装のリサイクル」について、トピックス等の充実をはかり、より多くの市民の利用につなげる。

(3) 広報・広聴活動の積極展開とメディア対応

- ① 新聞・テレビ・雑誌等マスメディアからの取材要請には積極的に対応し、容り法に基づく諸施策や当協会が行う容器包装リサイクルに関する業務の具体的内容等について、社会一般への認知度向上を促進する。
- ② 「広報専門委員会」（平成22年度からスタート）のメンバーである外部の有識者や行政関係者の意見要望や具体的な改善提案等を、当協会の広報・広聴活動に積極的に反映させる。とりわけ、一般消費者に向けた「再商品化事業」に係る広報活動は重要であることから、当協会の種々の情報提供ツールの利活用を一層推進するとともに、一般消費者の理解促進に大いに資するような情報発信の方策を工夫充実させる。
- ③ 容り法の対象8素材の関係団体で組織する3R推進団体連絡会との情報交換を定期的を実施し、リデュース（排出抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再商品化）の3Rの広報展開に関する意見交換や連携した取り組みを実施する。

(4) 会報「容り協ニュース」・年次レポート及び広報パンフレット・DVDの一層の活用

- ① 「容り協ニュース」（年3回発行）については、読み手のニーズを反映したわかりやすい紙面づくりと内容の充実を図る。とくに現場訪問や当事者への取材を通じて、リサイクル工場でのリサイクル現場の様子、再生材利用製品の紹介、特定事業者の3R推進に向けた取り組みや、自治体及び再商品化事業者における品質向上の事例などについて紹介する。各主体にとって役立つ情報を提供し、主体間の相互理解の促進に努める。
- ② 平成27年度から発行した「年次レポート」の制作配布を継続し、再商品化事業に関係するすべてのステークホルダーに、協会活動に対する理解と今後の協力関係の醸成を図る。
- ③ 合同会合における指定法人として今後注力すべき市町村と連携した消費者啓発として、「禁忌品混入防止のお願い ～プラスチック製容器包装に危険な異物を混ぜないで！～」（平成27年制作）の市町村HPへのリンク等の活用依頼活動を推進する。さらに市民向けに過去、協会が作成した動画・HPコンテンツ等から、総合的な啓発ツールとしての新動画「リサイクルのすべて」（仮）を制作し広くその活用を図る。

- ④ 特定事業者向け「容器包装リサイクル制度と事業者の役割」・「再商品化委託申込手続きマニュアル」（平成 24 年制作）を普及啓発ツールとして、特定事業者説明会等において活用を呼びかける。
- ⑤ 市町村や再商品化事業者の選別作業時に除去されている他素材の複合容器等の再商品化に適さない容器情報や間違った識別表示の個別事例を集約し、4 素材のリサイクル団体と情報共有を行い、事業者業界団体への発信について検討を行う。

(5) 各種説明会等による普及・啓発

- ① 市町村説明会、特定事業者向け「容リ制度説明会・個別相談会」、再商品化事業者登録説明会、再商品化に関する入札説明会、再商品化業務手続に関する説明会等、対象となるステークホルダーに合わせた普及啓発活動を推進する。
- ② 国や自治体、事業者団体、消費者団体等が主催する諸会合・セミナー等への当協会役職員の講師派遣を通じて、容リ制度上の主要事項である、排出抑制の促進・市町村への拠出金制度・PET ボトル等容器包装廃棄物の市町村から当協会等への円滑な引渡し・ただ乗り特定事業者対策の強化等について周知を図る。また、日本商工会議所及び全国商工会連合会が主催する、各地商工会議所・商工会事務局の容リ法担当職員向け研修会にも講師派遣を行う。

(6) 各種イベントへの後援・協賛と参加

国や自治体あるいは各種団体が主催もしくは後援する容器包装リサイクルをはじめとする環境関連のリサイクルフェア等について、素材別のリサイクル推進協議会・促進協議会と連携しながら後援・協賛又は出展を行う。

6. 関係主体間の共創の推進

再商品化事業の適正な推進に向けて、特定事業者、再商品化事業者、再商品製品利用事業者、市民、市町村等関係主体とのさらなる信頼の確立とより緊密な連携強化を図る。

(1) 国内関係機関との連携

容リ制度の円滑な実施を図るため、主務省庁、公益社団法人全国都市清掃会議との情報交換会(情報連絡会議)を定期的を開催するとともに、素材別のリサイクル団体との連携、更には、評議員団体・外部理事団体への定期訪問等による交流を通じて一層の連携強化を図る。

(2) 外国関係機関との交流

海外におけるリサイクル事情の把握のために、諸外国のリサイクル関係機関との交流等を適宜行うとともに、必要に応じて、海外事情の視察・調査の実施も検討する。また、海外から寄せられる「日本の容器包装リサイクル制度」に関するヒアリング要請については原則受け入れ、日本の容リ制度の広報に努める。

7. 協会業務の継続的な改善に向けた計画的な取り組みの推進等

(1) 協会のワークスタイルの見直しと業務処理システムREINSの更新

- ① 協会再商品化事業における基盤強化策の一環として、平成 28 年度にスタートした「ICT*活用3か年計画」に基づくワークスタイル変革を通じて、再商品化業務の機能性・効率性の向上を図る。具体的には、本計画の最終年度である31年3月末迄に、イ) 無線LANとタブレット端末の活用による、段階的な内部会議のペーパーレス化、ロ) 外出先からのメール閲覧や協会システムへのアクセスと必要なセキュリティ対策、ハ) 役職員用PCの職務適性に応じた段階的な機器導入、ニ) 利用頻度の高い協会大会議室に28年度に常設したプロジェクタの活用拡大、ホ) 必要に応じた協会役職員の意識変革のための教育研修、等を実施する。

*Information & Communication Technology の略: 「情報通信技術」の意味。

- ② 平成17年度から稼働している現行の協会業務処理システムREINSのシステム基盤の老朽化に対応するため、29年4月から、新業務処理システムを本格導入する。

(2) 特定事業者等からの意見・提案への積極対応

特定事業者、市町村、再商品化事業者及び消費者等ステークホルダーからの要望、意見・提案、苦情・クレーム等については、業務改善の重要な手掛かりと位置づけ、内部検討会を必要に応じて開催し業務の改善を図る。加えて、平成27年8月に開設した再商品化事業者向け「不服申立て窓口」については、窓口である外部専門家の弁護士等からの連絡に基づいて適切な対応を行う。

(3) 事務局での省エネ・省資源、3R推進など環境保全活動への取り組み

事務局内の省エネ・省資源、3R推進など環境保全活動に取り組むとともに、日常業務の中で購入する製品・備品・消耗品などについて、環境への負荷ができるだけ少ないものを選ぶ等の“グリーン購入”への取り組みも引き続き行う。

8. 公益財団法人としてのガバナンスの向上とコンプライアンスの徹底

当協会は設立20周年という大きな節目の年を迎え、今後とも、容器包装リサイクルに関わる消費者、事業者、市町村、国、関係機関あるいは学識経験者など幅広い層から、従前にも増して支持され信頼される公益法人となるべく、教育研修等を定期的実施するなど、事務局全体のガバナンスの向上とコンプライアンスの徹底を図る。併せて、外部からの信頼に応えられるよう、より一層透明性の高い組織運営に努める。

(1) ガバナンス (内部統治) の向上

公益財団法人としてのガバナンス (内部統治) の向上を図るため、業務執行の役割を担う「理事」、理事の業務執行を監督する役割を担う「評議員」、さらに協会業務全体の監査権限が強化された「監事」、これら三者の相互の牽制機能が、これまで以上に発揮されるような事務局体制の整備に努める。併せて、外部に対しての説明責任を果たすべく、的確・公正な情報公開を徹底する。

(2) コンプライアンス（法令遵守など内部統制）の徹底

“民による公益の増進”という公益法人制度の趣旨について、事務局全体の理解を深め、当協会事業の適正な運営を図る。このため平成29年度においても前年度に引き続き、当協会役職員のコンプライアンス及びリスク管理意識の高揚を図るためのセミナーや研修会を実施する。また、当協会「内部監査規程」に基づき、協会事務局の法令遵守状況に関する“書面監査”（4月）を実施する。

以 上